

選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度 変更届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住所 _____

氏名 _____

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度の認証に係る事項に変更があつたので、選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度要綱第8の規定に基づき、下記のとおり届出します。

記

認 証 番 号	
認 証 店 舗 名	
認証店舗所在地	(〒 -)
変 更 事 項	<input type="checkbox"/> 店舗の名称の変更 <input type="checkbox"/> （法人の場合）法人名称又は法人代表者の変更 <input type="checkbox"/> （個人の場合）申請者（経営者）の変更 <input type="checkbox"/> 申請内容の変更 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※法人又は申請者本人に変更があつた場合等は、改めて認証の申請をしていただく必要があります。 ※本届出が必要な申請内容の変更については、認証制度全般に関するFAQを御確認ください。
変 更 内 容	(変更前) (変更後)

以下 県側記入欄

収受日

現地確認等完了日	確認結果

(参考：認証制度全般に関する FAQ 抜粋)

Q12 店舗の名称が変更になりました。手続きは必要ですか。

店舗の名称が変更になった場合には、選ぶ！選ばれる！！みやぎ飲食店コロナ対策認証制度実施要綱第8に基づき変更の報告をしていただく必要があります。県ホームページに掲載されている「変更届出書」を提出してください。

なお、変更の報告が必要な事項は、下記のとおりです。

・店舗の名称の変更

※店舗が別の場所に移転する場合には、改めて認証の申請をしていただく必要があります。

・法人名称又は法人代表者の変更

・申請者氏名の変更(姓等の変更)

※営業者が別の法人、別の個人に変更となった場合には、改めて認証の申請をしていただく必要があります。

・申請内容の変更

※認証基準の項目のうち、該当していなかった項目が該当することとなる変更に関しては、県職員等による現地確認(必要に応じて改善指導等)が完了するまでは、変更内容に応じた営業を行うことは認められませんので注意してください。

(例)カウンター席を設けた(基準 9, 10)

 ビュッフェスタイル等での提供を行うこととした(基準 14)

 カラオケを使用し始めた(基準 20)

※具体的な対策方法が変更になったなど、基準に該当するかどうかに影響しない軽微な変更について、報告の必要はありません。